

独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管

廃止

国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

空港周辺整備機構

●特殊会社化

・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業の経営により事業を効率的・機動的に実施

(例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人

・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現

(例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

●民間法人化

・民間法人として事業を実施

(例) 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

・医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現

(例) 医薬品医療機器総合機構

・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化

(例) 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

(例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター 等

成果目標達成法人

研究開発型

・研究開発面における国際水準にも即した目標設定・評価のため、研究評価委員会(外国人も参加)の設置を法定。

・司令塔機能を果たす戦略本部による関与(国際水準で統一した評価指針の整備、点検等)との関係を整理し、効率的・効果的な機能強化。

・研究開発の特性に関連した制度運用(国際的頭脳循環の促進、自己収入の扱い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等)について、適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、対応。

・支出の内部チェック等の取組を強化。

・研究体制の機能強化に併せて組織を統合(ふさわしい名称の在り方も検討。他類型も同様)。

文化振興型

・重要事項等を審議する機関を設置
・機動的な収蔵品購入や修復のための基金の創設
・自己収入に関する目標の設定
・国際的な情報発信力の強化、資産の有効活用等の観点から組織を統合

大学連携型

・重要事項等を審議する機関を設置
・大学関係者と連携した運営方法の共通性等の観点から組織を統合

金融業務型

・法人の財務を点検する体制の整備
・金融庁検査になじむ事務事業について、金融庁検査の導入を検討

国際業務型

・海外事務所評価の共通ルール設定
・ワンストップサービス実現のため、海外事務所を機能的に統合
・機能強化等の観点から在り方を協議

人材育成型

・適正な受益者負担の確保
・就職率向上等目標の明確化
・教育機能強化等の観点から組織を統合

行政事業型

・各法人の運営費交付金の内容を精査し、補助金等に切り替え
・主務大臣が業務・財務の改善目標に重点を置いて評価

その他

・共通ルールを適用

行政執行法人

・国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人について、主務大臣が責任を持って効率的・効果的な運営を確保。

・国の指示した目標のもと、単年度で業務運営。簡素な意思決定の仕組みを整備。

・単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認められる。

(例) 造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構 等

国において事務・事業を実施することが適当な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)

組織

・不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。
・監事に対し調査権限機能を付与。不適切な業務運営を行った場合等の役員の責任を明確化。
・役員の任命については公募を活用。

財務

・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握。
・不適切な支出と不要資産の留保を防止する仕組みを強化。
・自己収入目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。
・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化。

評価

・主務大臣が一貫して目標設定、評価。
・中期目標期間終了時等に法人の存続性が認められない場合、主務大臣が法人の廃止を判断。

透明性

・第三者機関による点検により「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視、行政事業レビュー等を活用。
・国民説明会の実施など情報公開を強化。法人から関連会社等への再就職を法律により規制。
・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用。

共通ルール

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

民営化・他の法人制度を活用

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

国移管

廃止

- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務・経営センター
- 日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

- 空港周辺整備機構

●特殊会社化

- 農林漁業信用基金
- 日本貿易保険

●医療関係法人等

- 国立病院機構
- 労働者福祉健康機構

●民間法人化

- 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

- 医薬品医療機器総合機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 国立公文書館 | 国立がん研究センター |
| 年金・健康保険福祉施設整理機構 | 国立循環器病研究センター |
| 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 | 国立精神・神経医療研究センター |
| 放射線医学総合研究所 | 国立国際医療研究センター |
| 日本原子力研究開発機構 | 国立成育医療研究センター |
| 原子力安全基盤機構 | 国立長寿医療研究センター |

本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論

- 国際交流基金
- 国際観光振興機構
- 都市再生機構
- 住宅金融支援機構

成果目標達成法人

研究開発型

- 総務省所管
 - 情報通信研究機構
- 文部科学省所管
 - 理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構
 - 宇宙航空研究開発機構
(科学技術振興機構については、今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)
- 厚生労働省所管
 - 国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所
- 農林水産省所管
 - 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター
 - 森林総合研究所
- 経済産業省
 - 産業技術総合研究所、情報処理推進機構、経済産業研究所
 - 新エネルギー・産業技術総合開発機構
(今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)
- 国土交通省所管
 - 土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所
- 環境省所管
 - 国立環境研究所

文化振興型

- 国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
- 国立科学博物館

大学連携型

- 大学評価・学位授与機構、大学入試センター、日本学生支援機構
- 日本学術振興会
(今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

金融業務型

- 勤労者退職金共済機構
- 農業者年金基金
- 奄美群島振興開発基金

国際業務型

- 日本貿易振興機構
- 国際交流基金
- 国際協力機構
- 国際観光振興機構

※4法人の海外事務所については、機能的に統合

人材育成型

- 水産大学校、水産総合研究センター
- 航海訓練所、海技教育機構

行政事業型

- 農畜産業振興機構
- 鉄道建設・運輸施設整備機構
- 環境再生保全機構

その他

- 北方領土問題対策協会
- 国立高等専門学校機構
- 国立特別支援教育総合研究所
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 中小企業基盤整備機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 種苗管理センター、家畜改良センター
- 工業所有権情報・研修館
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 自動車事故対策機構
- 労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構
- 福祉医療機構
- 自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

今後、組織の在り方や大幅な合理化を検討

- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 日本スポーツ振興センター
- 水資源機構
- 航空大学校

行政執行法人

- 造幣局
- 国立印刷局
- 農林水産消費安全技術センター
- 製品評価技術基盤機構
- 駐留軍等労働者労務管理機構
- 統計センター

業務の性格等について検討、法人の分類について結論を得る

国民生活センター

酒類総合研究所

教員研修センター

赤字は、組織等を大幅に見直す法人

独立行政法人の制度・組織見直しにより期待される主な成果

現行制度の問題点

問題点 1： 無駄な支出の発生

- 主務大臣や監事による法人のガバナンスが不十分
 - ・ 非効率な事業の中止・改善等に対し主務大臣の関与に限界
 - ・ 監事の権限が不明確であり、内部から自律的に無駄を排除する仕組みが不十分
- 運営費交付金の使途が不透明で、非効率な業務運営が発生
 - ・ 年度ごとの国からの財政資金の使用状況等が不明確
 - ・ 過剰な利益剰余金が法人に残存

問題点 2： 非効率な組織体制

- 行政組織や特殊法人の種々の業務について、検証や整理が不十分なまま独立行政法人に移行
- 様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人を一律の制度で措置

問題点 3： 実効性に乏しい評価

- 具体的な目標設定がなされておらず、実効性ある評価が困難
- 目標設定を行う主務大臣が評価を行わず一貫性なし。評価について統一的なルールがなく、問題を起こした法人に対しても高い評価

改革後の姿

- 法人の内外から業務運営を適正化する仕組みを導入
- 財政規律を抜本的に強化することで、無駄を徹底的に排除

- 法人の内外から無駄な支出の排除を徹底
 - ・ 不適切な業務運営が明確な場合、主務大臣による是正命令等の必要な措置を導入
 - ・ 監事の権限強化等による内部ガバナンスを整備。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化
- 交付金の透明性を向上させ、予算と実績の乖離を把握しつつ、不適切な支出と法人内部の不要資産を防止

- 法人の統廃合を行い、政策実施機能を強化する組織体制を構築
- 事務・事業の特性を踏まえて類型化等を行い、これに即したガバナンスを整備

- 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間等の関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し（102法人→65法人）
 - ・ 廃止（7法人）、民営化等（7法人）のほか、統合により、シナジー効果の発揮や間接部門の合理化、役員の削減等を徹底
- 自主的・自律的に事務・事業を実施する成果目標達成法人と、国と密接に連携しつつ事務・事業を実施する行政執行法人に分類
 - ・ 成果目標達成法人については、その特性を勘案した業務類型を設け、金融庁検査の導入や、研究評価委員会の設置等を措置

- 主務大臣が目標設定、業務実績評価等を実施する仕組みとし、制度所管府省による統一的な運用を確保
- 中立・公正な第三者機関による国民目線での点検の仕組みを整備

- 主務大臣が一貫した目標設定、業務実績評価等を実施
 - ・ 目標設定の明確性・客観性や評価の評語・基準等について、制度所管府省が統一的なガイドラインを整備
 - ・ 中期目標の終了時まで、主務大臣が、業務実績等を踏まえて法人の存廃等について検証し、必要な措置を講じる仕組みを制度化
- 制度所管府省に設置する第三者機関に加え、行政評価・監視の仕組み等を組み合わせ、効果的に業務運営の適正性を点検

無駄を排除しつつ、政策実施機能を最大限発揮

今般の独立行政法人改革の実施